

固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について

地方税法第423条第4項の規定により、次の者を藤沢市固定資産評価審査委員会委員の補欠の委員に選任したので、同条第5項の規定により、その承認を求める。

2018年（平成30年）5月22日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

住 所	藤沢市	
氏 名	杵淵業明	
生年月日	昭和47年4月8日	
履歴事項	平成 3年 3月	藤嶺学園藤沢高等学校卒業
	平成 6年 3月	PALビジネス専門学校卒業
	同 年 7月	株式会社BALトラベル入社
	平成 9年 1月	有限会社三陽不動産入社
	同 年 4月	株式会社サンヨーホーム入社
	平成18年 9月	株式会社サンヨーホーム代表取締役
	平成21年 8月	藤沢市総合計画審議会委員
	平成22年 1月	社団法人藤沢青年会議所理事長
	同 月	藤沢商工会議所議員
選任年月日	平成30年5月14日	

提案理由

藤沢市固定資産評価審査委員会委員の1人が欠けたことに伴い、平成30年5月14日に補欠の委員を選任したので、その承認を得る必要による。

参 考

地方税法 抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置, 選任等)

第423条

- 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。
- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。